

審議会等会議録

審議会等の名称	令和8年度第1回山口市地域福祉推進協議会
開催日時	令和8年8月26日(水曜日)10:00~11:40
開催場所	山口市役所本庁舎 会議室503、504
公開・部分公開の区分	公開
出席者	草平会長、長谷川委員、洪委員、伊達委員、安光委員、其原委員、江頭委員、来栖委員、松井委員代理、武本委員、井上委員、平木委員、尾中委員、伊藤委員、横山委員、山根委員、大田委員、川上委員
欠席者	高野副会長、秋本委員、内田委員、佐々木委員、中村委員、山本委員
事務局	【山口市】 堀部長、藤山次長、栗畑課長、藤井副参事、河口課長、宇都宮課長、森野課長、有熊課長、河村課長、植村課長、大田主幹、西山課長、山下主幹、小下主査 【山口市社会福祉協議会】 宮崎常務理事、松村事務局長、有富事務局次長、田中事務局次長、佐藤課長、吉武課長、中村課長、山崎主幹、中田主査、杉村主査、内富主任、三浦主事、関谷主事
議題	議題 (1)山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画の取組状況 (2)山口市重層的支援体制整備事業実施計画の取組状況 (3)次期計画の策定に向けたスケジュール
内容	次第に基づき、次のとおり進められた。 1 開会 (1)挨拶 山口市健康福祉部長 山口市社会福祉協議会常務理事 (2)委員紹介 令和8年度から新たな5年間の任期が始まり、任期が令和13年3月31日までであることを説明。 (3)会長、副会長選出 引き続き、草平委員を会長、高野委員を副会長とする事務局案が承認される。 2 議事 (1)山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画の取組状況 【草平会長】 まず初めに事務局から、次第の2議題の(1)「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画の取組状況」について説明の上、皆様から御意見をいただきたいと思います。なお、資料は事前に送付しておりますので、説明については主要な事業など要点を絞ってお願いします。 【事務局】 地域福祉課の山下と申します。それでは、事前にお送りしている「資料1」を使って、御説明いたします。 1ページを御覧ください。新しい委員さんもいらっしゃいますので、まず、計画の概要から御説明します。「計画策定の背景と趣旨」に記載のとおり、複合化・複雑化した福祉課題に対応していくため、本市と山口市社会福祉協議会は、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の方向性を位置付ける一体的な計

画として、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定しています。

次に「計画の位置付け」については、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村が定める行政計画であり、他の保健・福祉分野の上位計画として位置付けられています。また、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して作成する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。

なお、計画期間については、4番に記載がありますとおり、令和5年度から令和9年度までの5年間としています。

続いて、2ページの「計画の体系図」を御覧ください。本計画では、「地域共生社会の実現」に向けた基本理念を「みんなとともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる 福祉のまちづくり」としておりまして、基本目標1「地域福祉を支えるひとづくり」、基本目標2「ともに見守り、支え合う地域づくり」、基本目標3「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」を定め、これら3つの基本目標ごとに活動目標と取組の方向性を整理し、包括的支援体制の構築をはじめ、地域福祉推進のための様々な取組を進めています。

続いて、3ページの「計画の推進」を御覧ください。まず、1の計画の推進体制についてです。本計画では、PDCAサイクルを取り入れ、効果的かつ効率的に施策や事業を実施するとともに、本協議会において取組内容を報告し、評価検証を行い、必要な見直しや改善を行いながら計画の推進を図ることとしています。

次に2の成果指標の設定についてです。本計画の推進に当たっては、計画期間中の達成状況を測るための総合的な指標として、3つの重要目標達成指標(KGI)を設定するとともに、基本目標ごとの達成状況を測るための重要業績評価指標(KPI)を設定しています。

KGIは最終的な目標を評価する指標で、KPIはKGIを達成するためのプロセスが適切に実施されているかを評価する指標となっています。

続いて、4ページの「計画の評価指標」を御覧ください。まず、重要目標達成指標KGIについては、表に記載の3つの指標を設定しています。

一番上の「地域への愛着を持つ市民の割合」につきましては、計画の策定に当たり基礎的な資料とすることを目的として、計画策定の前年度に地域福祉アンケートを実施しております。令和4年度の実績値は85.2%であり、次のアンケート結果が出る令和9年度の目標値は現状維持としております。

次に、「地域福祉活動で共助(相互扶助)ができていと思う市民の割合」につきましては、本市が毎年実施するまちづくりアンケートで把握しておりまして、令和6年度の31.7%に対して令和7年度は33.9%と2.2ポイント増加しています。この表には載せていませんが、年代別でみると、10歳代の年齢層において増加していることから、市社協が実施する福祉教育の推進など、引き続き若者に対する取組の中で共助意識の育成を図り、地域福祉計画を進めていく必要があります。

次に、「地域行事や市民活動に、年1回以上参加している市民の割合」につきましては、令和6年度の51.9%に対して令和7年度は0.5ポイント減少しました。参加した活動では、自治会活動や美化活動が多く、自治会加入率が年々減少する中、市民が主体的に参加する活動を検討していく必要があります。

続いて、5ページを御覧ください。ここでお詫びがございます。委員の皆様にお配りした資料5ページの一番上には、タイトルが抜けていますので、申し訳ございませんが、2.重要業績評価指標(KPI)と書き込んでいただきますようお願い

いします。

資料5ページには、重要業績評価指標として、3つの基本目標ごとに指標項目を設定しております。

本計画においては、令和7年度は計画期間の3年目にあたります。3年目の成果といたしまして、上から6つ目の避難行動要支援者個別計画の作成率の増加や、一番下の、やまぐち「まちの福祉相談室」の相談件数の増加など、市民の皆様への認知が進むことで、実績が伸びているものがあります。

一方で、担い手の高齢化等の影響により、上から4つ目の、ふれあいいいききサロンの設置数が停滞するなど、これまでと同じやり方では、事業継続や新規開設が難しくなっているものがあります。

地域共生社会の実現に向けては、これらの指標項目に該当する個別の事業について、社会構造が変わっていく中で、従来のやり方のままで良いのかどうかの検討が必要です。また、これに加えて、議題(2)の重層的支援体制整備事業の取組により包括的支援体制の整備を着実に進める必要があると考えています。

6ページ以降には指標項目ごとの事業内容、成果及び課題等を記載しております。本日は、時間の都合もありますので、主要点に絞って御説明いたします。

まずは、社会福祉協議会が所管しております指標項目のうち、2点について、社会福祉協議会の山崎主幹から御説明いたします。

【事務局】

お世話になります。山口市社会福祉協議会の山崎と申します。市社協からは、指標項目のうち、基本目標1の活動目標3「福祉教育の推進」と、基本目標2の活動目標1「地域の交流の場づくり」、こちらの2点について御報告いたします。まず、8ページをお開きください。「福祉教育の推進」の福祉体験学習の取り組みについてです。令和6年度には4,669人が受講し、令和7年度には6,549人と前年比で大幅に増加いたしました。メニューを変えて複数回実施する学校が増えてきております。社会福祉法人さんを講師に迎えることが定着してきておりまして、福祉の仕事や専門的な内容を直接児童・生徒へ伝えることで、より学びが深まっております。参観日に点字体験を実施する学校、団体や企業などからの体験依頼など、児童・生徒への福祉教育であったものが、保護者や地域住民が福祉に触れる機会も増えていきます。

一方で課題もございます。例年2学期に福祉体験学習の依頼が多く、派遣する講師の調整や機材の貸し出し調整が困難であること、それから使用頻度が高く器材が傷みやすいことなどです。

また、福祉体験学習を実施している学校の多くは、現在、公立の小中学校に限られています。これにつきましては、附属小中学校などでの福祉教育について検討してまいります。今後の取組方針といたしましては、引き続き、社会福祉法人などと連携し、講師による福祉体験学習を継続的に実施するとともに、保護者や地域住民、事業所等にも福祉への関心を広げる機会づくりを推進してまいります。

続いて9ページを御覧ください。「地域の交流の場づくり」ふれあいいいききサロンの設置状況についてです。令和7年度の設置数は239カ所で前年からやや減少しております。これはコロナ禍を契機に休止し、そのままというところも多いためです。課題としましては、高齢化による担い手の減少や、担い手における負担感の増加というものがあります。

ただ一方で、同じ集いの場であるいきいき百歳体操グループの増加に比べて、サロン数が減少しているという現状もございます。令和7年度には、活動状況が不明なサロンへ重点的に訪問し、自力運営されるサロンがある一方で、休

止状態のサロンもあるなど、サロン活動の状況と支援体制のための課題を把握いたしました。また、サロンの登録に伴う補助制度を見直し、新規立ち上げへの支援体制強化にも取り組みました。今後の取組方針といたしましては、サロン訪問などによる活動状況の把握に努め、活動を続けやすいよう運営支援を行うとともに、レクリエーションの講習会やサロン交流会を通じて、サロンの担い手の方々にとって、サロンを続けやすい情報支援を図ります。さらに、公益協の法人さんとサロンへの活動協力について連携し、無理なく続けられる集いの場づくりを目指します。以上、「福祉教育の推進」と「地域の交流の場づくり」について御報告いたしました。市社協からは以上です。

【事務局】

続いて、山口市が所管しております指標項目のうち、2点について、私から御説明いたします。

それでは、16ページを御覧ください。基本目標3の4つ目の指標項目である、「自立相談支援対象者数」でございます。これは、生活困窮者自立支援法に基づき、本市における生活保護受給者以外の生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援機関として、「パーソナル・サポートセンターやまぐち」を設置・運営しているものです。パーソナル・サポートセンターやまぐちでは、相談者の状況や意向を確認した上で、個々の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関と連携して、自立に向けた伴走支援を実施しています。自立相談支援対象者数は、令和6年度の130人から令和7年度は120人となり、10人減少しております。

成果としましては、事業への参加を希望した120人に対する支援を行い、このうち94人は事業の目的を達成し支援を終了しました。内訳は、就労による困窮状態からの脱却など、資料に記載のとおりです。課題にありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支援対象者が増大した時期と比較すれば、支援対象者の数は減少してきています。しかし、急激な物価高騰等の影響が続いており、パーソナル・サポートセンターやまぐちには、現在も、多くの生活困窮に係る相談が寄せられているため、引き続き、生活困窮に係る市民の身近な相談窓口として、パーソナル・サポートセンターやまぐちの周知を行います。

また、課題への対応として、月に1回、個別支援計画の進捗管理を行うための、支援調整会議を実施しており、支援対象者への適切な支援、自立の促進を図っていきます。

令和8年度の取組内容は、個別支援計画の進捗管理のため、関係者による支援調整会議を実施することで、引き続き、支援対象者への適切な支援、自立の促進を図っていくとともに、パーソナル・サポートセンターやまぐちの自立相談支援機関としての更なる周知を図るため、ホームページにおける事業の周知、リーフレットの作成・配布、各種の生活相談会等への参加等、積極的に実施します。また、支援対象者数は、社会情勢の影響により増減がありますが、目標値に近づけるよう、引き続き、市へ生活相談に来られた人の中で、パーソナル・サポートセンターやまぐちを利用していただくことが有効と思われる人を適切にパーソナルの事業につなぐなど、更なる連携を図ってまいります。

次に、17ページを御覧ください。やまぐち「まちの福祉相談室」相談件数について御説明します。

地域住民が抱える福祉課題が複雑化・複合化する中で、制度の狭間にあるニーズにも対応できる包括的な支援体制の整備が求められています。これに対応するため、分野を問わず相談を受け付ける福祉相談窓口として、全ての地域包括支援センター(9箇所)と市社会福祉協議会本所の計10箇所にやまぐ

ち「まちの福祉相談室」を設置しています。相談員は、福祉に関する困りごとを抱える方から相談を受け、課題を丁寧に把握した上で、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など、相談内容に応じた専門相談機関につなぎ、課題解決に向けた支援を行っています。相談内容としては、病気や健康、収入・生活費、住まい、介護に関すること、家族・人間関係が多く、相談員は、内容に応じて適切な支援機関へつなぐとともに、複雑な案件については支援会議を開催するなど、関係機関と連携しながら継続的な支援を行っています。

成果として、令和7年度の相談件数は2,148件であり、目標値の2,000件を上回りました。

課題としては、支援を進める中で、終結に至らない相談が多く、一人の相談者に要する支援期間が長期化しています。その結果、相談員の負担が増大しており、支援疲れも見られることから、相談機関の支援方法等を調整する多機関協働事業の職員が、相談員を支えています。また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、ニーズの吸い上げが出来ず、必要な支援につながらない人がいます。

課題への対応としては、関係機関とのネットワークづくりと関係者間の連携強化、相談員の相談支援技術の向上、支援を必要とする人の早期把握、アウトリーチによる支援の実施が挙げられます。

令和8年度の実施計画としては、月に1回開催している「ふくまる相談員会議」では、事例検討や他の相談機関から講師を招いて制度理解を深めるための勉強会を実施し、引き続き、関係者間の連携強化を図るとともに、相談員のスキル向上に取り組んでいきます。また、民生委員定例会などの各種会議へ相談員が参加し、関係機関とのネットワークづくりを進めます。

また、相談者の把握は、本人からの相談ではなく、周囲の関係機関からの情報提供をきっかけに始まるケースが多いため、今後も関係機関との連携を継続することで、支援を必要とする人の早期把握に努めます。

さらに、やまぐち「まちの福祉相談室」を市民に広く周知するため、引き続き、周知・啓発を進めます。

「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 取組状況について」の説明は以上です。

【草平会長】

ただいま、令和7年度の実施計画等について説明や振り返りがございました。ここで議題(1)の実施計画につきまして、事前に委員の方から御質問がございましたので、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

本日は大田委員から4点、武本委員から2点の御質問や御意見・御提言をいただいております。武本委員の2点につきましては、次の議題2で御回答します。

まず、大田委員の1点目として、資料1の9ページの「ふれあい・いきいきサロン設置数」について、基準値である令和3年の266から令和7年度は239に減少しており、これに対する、減少傾向の推測と目標値への取組、また課題分析についての御質問がありました。

この御質問は、市社協さんから御回答します。

【事務局】

従来は地域でサロンの担い手になり得た世代の方が、現役で就労されていることも多い近年、主な担い手である民生委員、福祉員で仕事をされている方が

増えている背景もあり、サロンの担い手となること自体への負担感が大きくなっていると感じます。また、「サロンの担い手や代表となることが負担で、福祉員は引き受けない」という声もあります。サロンの担い手や参加者の高齢化が進む一方で、担い手を後継へつなぐことが難しく、サロン活動自体が減衰し、結果としてサロンの休止あるいは廃止へつながっているのが現状です。

この現状に対し市社協では、新規サロン立ち上げや廃止されたサロンの活動再開のために補助金の使途を緩和し、サロン運営の負担感の軽減を図りました。その結果、ここ2年は新規にサロンが2～3か所増えましたが、各地域において高齢化や人口減少が進む中で、活動休止に至るサロンが増えているのも事実で、この減少を止めることはできないと考えています。

活動中のサロンが減少する一方で、いきいき百歳体操を行う地区は増えており、集いの場が複数ある状況ではあると考えています。ふれあいいきいきサロンといきいき百歳体操を分けせず、地域住民の集いの場が地域に存在することを目指せたらと考えています。

【事務局】

次に2点目として、社会福祉法人に対し地域貢献活動への取組を促していますかという御質問がありました。初めに、市社協さんから御回答をお願いします。

【事務局】

山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会において、加入法人(24法人)に福祉教育・福祉総合相談・社会参加支援・地域福祉団体との連携・災害時の支援体制の構築などその時々地域課題等を事業計画として示し、取組みを促しています。

【事務局】

続いて、市から御回答します。市が社会福祉法人に地域貢献活動への取組を促しているかについては、地域住民への働きかけはありますが、社会福祉法人への働きかけはあまりできていないのが現状です。

現在、山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会では、取組の一つとして「華を榮せましょプロジェクト」を進めています。これは、ひきこもり状態にある人、生活困窮の人、刑余者などに対し、社会参加につながる居場所や就労体験の場を提供する取組です。今後は、就労体験の受入先を民間事業者にも広げるなど、取組の幅が広がるよう、地域公益活動推進協議会の活動を市としても後押ししていきたいと考えております。

3点目として、資料1の7ページのNPO法人数の目標値である100団体にするための、具体的な取組や施策があるかについての御質問がありました。

これについては、NPO法人をはじめとする市民活動団体は、今後の協働のまちづくりにおいて、重要な担い手であることから、市は、引き続き、市民活動支援センターを中心に、市民活動団体に対して、活動資金や人材の確保といった運営のノウハウ等の支援を行っていきます。

4点目として、地域福祉活動を促すモデル事業についての御質問がございました。この御質問は、市社協さんから御回答します。

【事務局】

地域福祉活動を促す事業としては、地域の方々に地域福祉を推進していただく事業として、市から委託を受け、本会では福祉の種まきリーディング事業という事業があります。

福祉の種まきリーディング事業とは、地区社協や福祉団体等が事業を企画し、地域住民が気軽に地域福祉活動に参加できる事業等を実施されることを支える事業です。いくつかあるメニューの中には、地区社協や福祉団体が地域課題解決のために、取り組みを企画し実施されるものもあり、例えば災害ボランティアに関する模擬訓練・地域福祉活動の担い手養成講座・サロン交流会等、地区により様々に実施されます。これらのメニューは各地区社協等に提示し、活用していただいています。資料には、10 ページの方にこのあたりを説明しておりまして、併せて御覧ください。以上です。

【草平会長】

ただいま、質問項目に対して事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。武本委員には後ほど御発言いただくこととし、貴重な御意見をありがとうございます。私から補足させていただきますと、9 ページの「ふれあいいいききサロン」の減少については、事務局の説明に加え、計画開始当初が新型コロナウイルス感染症のまん延時期であったことも影響していると考えられます。この時期は、サロン等を実施したくても実施できない状況が数年続きました。特に、飲食を伴う会合では、飲食の中止や事業そのものの中断が多くあったものと記憶しています。

また、「ふれあいいいききサロン」は、私の記憶では介護保険制度が始まる少し前、1990 年代後半頃から始まりました。担い手の方々が同じ体制で 30 年間継続してきたわけではないと思いますが、長年の活動による疲労感に加え、コロナ禍による中断が重なったことで、一度休止した活動を再開することが難しくなった地域もあったのではないかと考えています。あわせて、ボランティアの継承が難しくなったことも背景にあるのではないかと捉えています。

その意味では、サロンの減少については、コロナ禍の社会的影響が大きかったと考えられます。長年関わってこられたボランティアの方々が高齢化する中で、次の担い手に円滑に引き継ぐことができず、活動の空白期間が生じたことも要因の一つとして解釈できるのではないかと思います。

一方で、百歳体操など、市民活動参加型の居場所づくりは進んでいます。今回の計画には指標としては含まれていませんが、そうした活動は増加していると考えられます。また、居場所という観点では、子ども食堂をきっかけとした地域食堂も、コロナ後に大きく増えてきています。次期計画において、これらをどのように指標化するのか、あるいは質的に把握していくのが今後の検討課題になると思います。サロンについては、地域によっては役割が終わりつつある部分もある一方で、継承できる部分もあります。あわせて、別の形での居場所づくりも考えられるのではないかと感じています。

御質問ありがとうございました。では、その他の委員の皆さんから御質問や御意見はございますでしょうか。

【武本委員】

サロンに関する御説明を伺い、活動の目的が少しずつ変化してきているのではないかと感じました。人が集まる場所へのニーズはある一方で、その場が必ずしも従来のサロンという形でなくなっているのではないかと思います。

私自身、子どもの PTA 役員をしている中で感じるのですが、任意の活動であるとはいえ、実際には参加が当然視されるような雰囲気があり、負担に感じている保護者もいます。当初は希望者による活動であっても、次第に輪番制や一人一役といった形になり、活動そのものが負担として受け止められる場合もあります。そのため、何を目的として活動するのかを改めて確認することが重要だと感じています。

サロンの話とも関連しますが、障がいのある方が集う居場所については、まだ十分に整っていない面があると感じています。障がい福祉サービスの種類や数には限りがあり、既存のサービスにうまくつながりにくい方もいらっしゃいます。福祉サービスの利用が難しく、一般企業で働くことにも負担を感じる場合に、気軽に立ち寄ることができる場が必要ではないかと思います。

商店街には、さぼらんてのような場もありますが、当事者の方が集まることのできる場所はまだまだ少ないと感じています。今後、従来のサロンに限らず、多様な人が無理なく参加できる居場所づくりについても検討していただければと思います。

【草平会長】

障がい者の居場所について考えてほしいということでございました。これどうでしょうか。次の計画の課題、それとも何か事務局の方からございましたでしょうか。

【事務局】

課題の意見につきましては、次期計画の一つの御意見として、これから他にもいろいろ意見がいただけたと思いますので、反映させていきたいと考えております。ありがとうございます。

【草平会長】

その他、皆様からの御質問や御意見、御提言等はございませんでしょうか。どうぞ、大田委員さん。

【大田委員】

事前質問への御回答、ありがとうございました。その中で不安に感じているのは、社会福祉法人が中学校等に出向き、福祉体験や講師派遣を行っている点です。現在は、法人としての明確な仕組みに基づいて実施しているというよりも、山口市や社会福祉協議会の担当者など、個人同士のつながりや依頼をきっかけに対応している例が多いように感じます。法人としては本来積極的ではなくても、「この担当者から依頼されたので協力しよう」という形で、内部調整をしているという話もよく聞きます。

そのため、社会福祉法人による地域貢献活動を促していくためには、人と人とのつながりだけに頼るのではなく、安定して継続できる仕組みを整える必要があると考えています。これまでは、担当者からの依頼を受けて時間を調整し、協力することも多くありました。しかし、例えば私がいなくなった後に、次の担当者でも同じように取り組みが継続されるかどうかは分かりません。

また、社会福祉法人を取り巻く環境は変化しており、経営上の課題や人手不足も深刻になっています。その中で、地域サロンの継続が難しくなったり、採算が取れないことを理由に訪問介護事業を終了したりする例も見られます。一方で、「この地域には必要なサービスがないので、何とかできないか」という地域からの声や人とのつながりをきっかけに、努力して取り組んでいる法人もあると聞いています。

今後、社会の変化やコロナ禍による地域のつながりの希薄化が進む中で、今のうちから持続可能な仕組みを検討しておかなければ、次世代の担い手不足に対応することは難しいのではないかと感じています。この点について、どのようにお考えかお聞かせください。以上です。

【事務局】

よろしいでしょうか。社会福祉協議会地域福祉課の中村です。大田委員への回答になるか分かりませんが、現状について少しお話しさせていただきます。仕組みという点で申し上げますと、平成 28 年に、社会福祉法人が地域に対して社会貢献活動をより積極的に行うことを求める法律ができました。申し訳ありませんが、具体的な法律名は失念しております。それを受けて、平成 30 年に、先ほどから説明に出ております「山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」、通称「公益協」が設立されました。

市内にはおおむね 40 の社会福祉法人がありますが、先ほど山崎から説明がありましたとおり、現在は 24 法人に加入いただいています。加入していない法人については、それぞれの法人で社会貢献活動に取り組まれています。公益協に加入している 24 法人については、各法人での取組も行いながら、「一緒に何か取り組んでいきましょう」という趣旨で集まっている団体です。その中で、私どもとしてはこれを一つの仕組みと考えており、毎年、公益協の中で事業計画を立て、「こういったことに取り組もう」と決めています。大田委員が言われた福祉教育も当然その中に含まれており、その他の取組も含まれています。先ほどお話があったように、もしかすると、今回の取組について後ろ向きな話を聞かれているかもしれませんが、仕組みとしては、福祉教育を進め、地域との協働により福祉を推進していこうという計画を公益協として立て、取り組んでいます。この仕組みは今後も継続していきたいと考えています。本日は出席されていませんが、内田会長が公益協の会長を務めておられ、その点について強い思いを他の会議でもお話しされていますので、私どもとしては、これを仕組みとして捉えています。今後は、24 法人の取組をさらに広げていきたいため、未加入の法人にも呼びかけながら、こうした活動や取組を社会福祉協議会の立場で進めてまいりたいと考えています。回答としては以上です。

【山根委員】

自立相談支援事業の評価指標における目標値の設定について疑問があります。例えば、令和 3 年度の基準値は 330 人となっていますが、実績値は令和 4 年度以降、159 人、165 人、130 人、120 人と推移しており、全体としては減少傾向にあります。そうした中で、令和 9 年度の目標値が 200 人と設定されていますが、現在の実績と比較すると高い数値ではないかと感じています。

基準値の 330 人が非常に高いことから、目標値を 200 人に設定した理由をお聞きしたいと思います。また、目標値を達成するために必要な相談支援体制、特に相談員の配置が十分確保されているのかについても確認したいです。

さらに、「ふくまる相談室」の開設により、自立相談支援事業の対象者と相談室の利用者が重複する可能性があるのではないかと考えています。そのような状況を踏まえた上で、令和 9 年度の目標値 200 人がどのような根拠に基づいて設定されたのか、また妥当な数値と判断した理由についてお伺いしたいと思います。

【事務局】

令和 3 年度の相談者数 330 人については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方が生活上の課題を抱えて相談に来られた結果であり、その実績が 330 人となっています。その後も相談者数は大幅には減少しないと見込み、目標値を 200 人に設定したものと考えています。

また、パーソナル・サポートセンターやまぐちは現在 6 名体制で事業を実施しており、この体制はここ数年変わっていません。実績は現在 120 人であり、目標値の 200 人とは差がありますが、コロナ禍における相談実績を踏まえて設

定した目標値です。

今後については、物価高騰の影響により相談者が増えていると、パーソナル・サポートセンターやまぐちからも聞いています。そのため、引き続きセンターの存在を市民に周知するとともに、相談が必要な方が適切に相談できる環境を整え、必要な支援につなげられる体制を確保していきたいと考えています。

また、まちの福祉相談室である「ふくまる相談室」とパーソナル・サポートセンターやまぐちとの連携についてですが、ふくまる相談室に相談があった方をパーソナルにつなぎ、両者が連携して支援を行うケースがあります。

一方で、ふくまる相談室で相談を受けた結果、就労による自立支援が適切と判断される場合には、パーソナルが中心となって支援に関わることもあります。このように、両機関は状況に応じて役割を分担しながら支援を行っています。

また、パーソナルからふくまる相談室へ相談内容が共有される場合もあれば、ふくまる相談室からパーソナルへつなぐ場合もあり、相互に連携しながら対応しているのが現状です。

【武本委員】

先ほどのお話を聞きながら、一つ感じたことがあります。公益協には当法人である鳴滝園も加入しています。先ほど御説明のあった仕組みに関連して、社会福祉法人が講師を派遣する場合についてですが、比較的大規模な社会福祉法人であれば、社会福祉士などの専門職を雇用しています。社会福祉士には、ソーシャルワークの観点から地域づくりを推進する役割も求められているため、各法人の考え方にもよりますが、そのような人材や取組に少し焦点を当てて発展させていくことも、一つの方法ではないかと感じました。

【事務局】

ありがとうございます。

【草平会長】

よろしいですかね。この他、御意見・御質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【安光委員】

先ほどからふくまる相談室について話題に出っていますが、私自身も、ふくまる相談室の相談員の方々が大変な状況の中で業務に当たられている現状を見ております。これは質問ではなく意見になります。

資料の課題にもありますが、私が関わっている地域では、ふくまる相談室の相談員が1年も経たないうちに交代されることがあります。相談内容が非常に複雑で、対応に大きな負担がかかっているためではないかと思っています。

また、民生委員にも新たな委員が加わっていますが、相談を受けた際に「どこに相談すればよいのか」と迷うことがあります。そのような場合に、最も身近で幅広く相談できる窓口として、ふくまる相談室を案内しています。私自身も、新任の民生委員に対して「何かあればふくまる相談室に相談してください」と伝えていきますので、相談室には相当数の相談が寄せられているのではないかと思います。

こうした課題を解決していくためには、相談員の配置人数が十分であるのかという点についても検討が必要ではないかと思っています。相談体制の充実を図っていただければと思います。

なお、周知・啓発については、私たちも協力していきたいと考えていますので、相談体制を含めた機能の充実に取り組んでいただきたいと思います。

【草平会長】

事務局の方から、今相談員の体制についてはいかがですか。

【事務局】

現在、ふくまる相談室には、市内 9 か所の地域包括支援センターに各 1 名ずつ、市社会福祉協議会に今年度は 2 名を配置しており、合計 11 名体制となっています。山口市は市域が広いので、各地域に相談員を 1 名ずつ配置しています。

また、市社会福祉協議会では、市全体の相談を受け止める役割を担っています。月 1 回開催している「ふくまる相談員会議」では、相談員から業務負担の大きさに関する意見も寄せられています。

こうした状況を支援するため、市では地域福祉課に専任職員 2 名を配置しており、今後も専任職員とふくまる相談員が連携しながら、できるだけ負担を軽減できるよう取り組んでいきたいと考えています。

相談員の増員については、国の交付金や市の財政状況を踏まえる必要がありますが、「1 名体制では負担が大きいのではないか」という御意見については、今後の検討課題として受け止めたいと考えています。ありがとうございます。

【草平会長】

私も、地域福祉推進協議会会長の立場で、ふくまる相談員会議にオブザーバーとして参加しています。会議では、複雑・複合的な課題への対応について、担当者は各地域で 1 名ずつ配置されていますが、それぞれの事例や対応状況を共有しながら、相談員同士が支え合う体制が構築されています。ある相談員の成功事例を共有することで、他の相談員が対応方法を学び、解決策を検討する機会にもなっています。

また、課題の解決が難しいケースであっても、相談者に寄り添いながら継続的に支援する伴走型支援についても、お互いに学び合い、市のサポートを受けながら実践しています。

全ての複雑困難事例を解決できるわけではありませんが、一つひとつの成功事例を共有することで、相談員の達成感や専門性の向上にもつながっています。

このように、複雑な課題を抱える人を支える相談員自身を支える仕組みが、市内で整備されています。他自治体では必ずしも十分に整っていない体制であり、山口市独自の特徴の一つと言えると思います。

相談員が燃え尽きることなく活動を続けられる支援体制も整いつつあることを確認させていただき、ここで次の議題に移りたいと思います。

【長谷川委員】

いくつか感じたことがあります。まず一点目ですが、計画は作成すること自体も重要ですが、それ以上に計画策定後の PDCA サイクルをどのように回していくかが重要だと考えています。計画策定後に進捗管理を行い、会議等を通じて取組状況を確認し、課題があれば改善につなげていくことが大切です。計画を作ることは出発点であり、その後の取組こそが重要です。

また、計画策定時には行政や社協をはじめ、それぞれの組織がどうしても縦割りになりがちで、施策や目標も個別に設定される傾向があります。しかし、本来はそれぞれの取組がつながることが重要です。先ほど話題にあった福祉教育についても、福祉教育の目標と社会福祉法人の公益活動が連携・協働することで課題解決につながっていくと思います。そのため、分野横断的なつながり

(2) 山口市重層的支援体制整備事業実施計画の取組状況	を意識しながら、課題と対応策を整理していくことが望ましいと考えます。 一方で、連携・協働には難しさもあります。例えば、福祉教育に社会福祉法人の公益活動を活用することは非常に有意義な取組だと思いますが、社会福祉法人側には負担も生じます。また、福祉教育のあり方そのものについても社協が主体的に考えていく必要があります。協力を依頼する際には、事前に学校側と十分な協議を行い、目的や意図を共有した上で、社会福祉法人の担当者も含めた三者で取り組むことが重要です。さらに、地域に根ざした社会福祉法人としての役割を生かしながら実施していくことも大切だと思います。こうした視点から福祉教育のあり方を改めて考えながら進めることが、協働を進める上で重要ではないかと感じています。これは私の感想です。 もう一点、ふくまる相談についてです。相談件数が増加していることは非常に良いことだと思います。しかし、今後は量だけでなく質の面も重要になります。草平会長がおっしゃったように、非常に丁寧な支援が行われており、市も人員配置を行っていることは評価できると思います。 ただし、仕組みを構築する際にも申し上げてきましたが、ふくまる相談室は市の委託事業であり、契約上さまざまな制約があることも十分理解しています。その上で、他自治体の事例を見ると、包括支援センターが受託する場合には、担当者を一人配置するだけでなく、包括全体で取り組む体制づくりが必要です。そうした体制が整わなければ、担当者一人に負担が集中してしまいます。 人員を増やすという考え方もありますが、現状の人員で対応する場合、包括支援センター職員は既に多くの業務を抱えているため、さらなる負担増への対応が課題となります。そのため、市による支援や地区を越えたサポートに加え、包括支援センター内部での支援体制についても十分検討していく必要があると思います。 周知についてですが、山口市は各地域の範囲が広いという特徴があります。例えば宮野地域では、包括支援センターが仁保地域に設置されているため、宮野地域へ出向く形で対応している事例があります。また、白石地域では種まきミーティングと連携しながら、ふくまる相談が地域活動に参加しています。 このように地域が広い中で、どのようにアウトリーチを進めていくかが重要になります。現場が多忙であることは理解していますが、福祉のアクセシビリティ、すなわち相談しやすさをどのように担保していくかという仕組みづくりについては、次期計画に向けて検討を進める必要があると考えます。 これまで取組が進み、多くの成果や課題が見えてきていますので、今すぐ何かを大きく変えるべきだということではありません。しかし、ちょうど次期計画の策定期を迎えることから、新たな仕組みや委託のあり方について検討していく時期に来ているのではないかと思います。現在の支援体制が非常に丁寧に運営されていることは草平先生からも伺っていますので、そうした点も踏まえて御検討いただければと思います。 以上、大きく二点について意見と感想を述べさせていただきました。 【草平会長】 次期計画への意見と捉えていただいてよろしいでしょうか。はい。いろいろと御意見をいただきました。よろしいでしょうか。 次に、議題2の山口市重層的支援体制整備事業実施計画の取組状況について事務局から説明をお願いします。 【事務局】 それでは、続きまして、資料2の「山口市重層的支援体制整備事業実施計画
------------------------------------	---

の取組状況」について御説明します。

1ページを御覧ください。

まず、重層的支援体制整備事業は、一つの支援機関だけでは課題解決に導くことが難しい複雑化・複合化した課題を持つ方をサポートするための体制を整備する事業でありまして、以下の相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施しています。

まず、入口の支援である相談支援の①包括的相談支援事業では、相談に来られる人の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めて課題の解きほぐしや整理を行います。また、相談を受けた機関では解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の支援機関へのつなぎなども行っています。

次に、②多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズになるように、相談支援機関をサポートする事業です。相談者に対する直接的な支援ではなく、相談を受ける相談支援機関を支援する役割を担っています。

最後に③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えつつも、支援が届いていない人や、支援に拒否的な人に対して支援を届けることを目的とした事業です。

次の参加支援は、高齢・障がいなどの各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では難しい案件に対し、本人の希望やニーズに合わせて、社会とのつながりづくりを支援する事業でありまして、参加支援はいわゆる出口支援という位置付けとなります。

また、3つ目の地域づくりに向けた支援は、人と人、人と地域がつながり支え合うような取組が生まれやすい環境を整える事業でありまして、地域において、人と人とのつながりが強化され、地域住民が潜在的な地域生活課題に気づくことで、早期に相談支援につながる効果があります。

次に、山口市重層的支援体制整備事業の全体イメージについて御説明します。

図の相談支援事業の中の①包括的相談支援事業では、障がいや高齢分野などの既存の相談機関において、横のつながりで包括的に相談を受け止めるようになり、さらに市内10箇所に展開する「やまぐち『まちの福祉相談室』」においては、③のとおり潜在的な課題を抱えている方を支援し、アウトリーチと伴走型の継続支援を行っています。

各相談支援機関で受け付けた相談内容のうち、複数の窓口が協力しても解決が難しい課題については、地域福祉課内にある②多機関協働事業において、支援機関の役割分担、支援の方向性を示すなど全体の調整を行っています。また、重層的支援会議で相談機関との連携・調整を行うことにより対象者の状況に応じて、課題解決に向けた支援を行っています。

続きまして、2ページ、3ページを御覧ください。

こちらの一覧表は、重層的支援体制整備事業に取り組むに当たって、必須となる12の事業の事業内容と主な取組状況、ふくまる相談室の取組状況を掲載しております。

こちらの事業の大半がこれまで高齢、障がいなどの各分野で行っていた既存の事業でございまして、こうした既存事業をうまく結びつけることで、包括的支援体制の整備を進めているところです。

重層的支援体制整備事業を開始した令和6年度以降の主な取組状況は、相談件数など、資料に記載のとおりですが、3ページの一番上の参加支援事業については、重点取組事項として取り組んでいるところでございます。

4ページを御覧ください。

令和8年度は、重層的支援体制整備事業における「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進め、包括的な支援体制の整備を図るため、各担当課は横の連携を重視しながら、それぞれの事業を引き続き実施することとしています。特に、次の事項について重点的に取り組んでいきます。

一つ目は、ひきこもり支援、若者支援です。不登校の子どもへの支援について検討する中で、小中学校在学中は学校や関係機関による支援を受けやすい一方、中学校卒業後は支援が途切れやすいことが課題として明らかになりました。特に、中学校卒業後に不登校となり高校を中退した場合、支援機関につながらないまま、長期のひきこもり状態に至るおそれがあります。このような状況を防ぐため、令和7年度は次の取組を行いました。

まず、不登校の小中学校の児童・生徒とその世帯に対し、ふくまる相談員、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等の関係者が連携し、個々の状況に応じた支援を行いました。

次に、中学校卒業後の子どもとその世帯への支援については、山口市市民活動支援センターさぼらんての円卓会議を活用し、「不登校児の中学卒業後の支援を考える」をテーマに検討しました。その中で、不登校の当事者、親の会、居場所づくりに取り組む団体などが意見を交わし、長期のひきこもりを防ぐには、子どもの頃から切れ目なく支援することが必要であることを確認しました。また、学校以外の居場所づくりには、場所の確保に加え、子どもに関わる人材やコーディネーターなどの人的支援が不可欠であることも共有することができました。

今後の取組としては、不登校児童・生徒の個別ケースについて、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。次に、ひきこもり状態にある人や、就業経験がない人、一定期間仕事から離れている人に対する支援のあり方を検討します。また、山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の事業である「山口市に華を榮せましょプロジェクト」では、ひきこもり状態にある人などに社会参加の機会を提供するため、福祉現場で介護やお菓子作りを体験できる取組を進めています。さらに、今後は、福祉分野に加え、商店等にも受入れ先を広げられるよう、商工会議所等の関係者と協議を進めていきたいと考えております。

二つ目は、居住支援です。令和7年度にふくまる相談室へ寄せられた相談のうち、住まいに関する相談は268件ありました。今後、単身世帯の増加等に伴い、高齢者、障がい者、刑余者など、住宅の確保が困難な人（住宅確保要配慮者）の増加が見込まれることから、市としてどのような支援ができるかを検討する必要があります。

今後の取組としては、住宅確保要配慮者が直面する課題には、入居前の住居確保、入居中の見守り、退去時の残置物処理等があり、これらの課題に対し、市として可能な支援を検討するため、ふくまる相談室等の市の相談窓口へ寄せられた住まいに関する相談事例を収集します。併せて、実態把握に向け、不動産会社等の関係者への聞き取りを行うことで、市としてどのような支援が可能か検討していきます。「山口市重層的支援体制整備事業実施計画の取組状況」についての説明は以上です。

ここで武本委員からの御意見・御提言をいただいておりますので、御回答いたします。武本委員から、大きく2点の御意見・御提言をいただきました。

1点目は、重層的支援体制整備事業における横のつながりや支援会議の活用についてです。障がい福祉の分野には、高齢福祉における地域ケア会議のような仕組みがないことから、重層的支援体制整備事業の支援会議を、障がい福祉の分野でもより積極的に活用してほしいとの御意見をいただきました。

2点目は、小・中学校における不登校への支援についてです。家庭、福祉、教育委員会などが連携して不登校支援を進める中で、障がい福祉分野に蓄積された知見を不登校問題にもっと活用できるのではないか、との御意見がございました。また、子どもたちが社会の中で自立して生活していくために必要な、最低限の知恵や知識を身に付けられるよう、予防的な取組を検討してほしいとの御提言もいただきました。

以上、2点の御意見・御提言をいただきました。ありがとうございます。この後、議題3で御説明しますが、これから1年半ほどをかけて、皆様とともに次期計画の策定を進めてまいります。多くの福祉課題がある中で、各団体を代表して御出席いただいている皆様からの御意見を伺いながら、計画を策定してまいりますと考えております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【草平会長】

その他、委員の皆様から御意見などございませんでしょうか。4ページにひきこもり支援がございましたが、児童・生徒に対して、教育委員会と関係者と連携する。十分連携が取られているか、その辺のことについて教えていただければと思います。

【事務局】

教育委員会との連携についてです。現在、教育委員会には不登校支援に力を入れている先生がおり、その方を窓口とした連携を行っています。また、教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーとも連携し、個別のケースに対応しております。

教育委員会では、これまで福祉分野との連携が十分ではなかったと聞いておりますが、現在は福祉の専門スタッフが関わる支援が実施されています。

実際の事例として、昨年度、「家にいたくない」という理由で深夜に公園へ出かけていた中学生に対し、関係者が交代で家庭訪問などの支援を行った結果、現在はその状況が改善・解消しています。

今後も引き続き、教育委員会と連携しながら支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

【長谷川委員】

先ほどの話を聞きながら、感じたことが一つあります。重層的支援体制整備事業については、現在、国の動向としてはやや後ろ向きな部分もありますが、事業内容そのものには非常に意義があると考えています。その中で、今後どのように進めていくかを考えたとき、本日の重点取組に挙げられている参加支援は、特に難しい領域の一つではないかと思います。

地域福祉学会では、重層的支援体制整備事業の事例をまとめた本を今年6月に出しており、私は香川県さぬき市の事例を、洪先生は長野県伊那市の事例を執筆しています。そこで改めて感じたのは、重層的支援体制整備事業におけるひきこもり支援の重要性です。既に多くの自治体が積極的に取り組んでいる分野でもあります。

そのため、他自治体における重層的支援体制整備事業の取組や成功事例を改めて確認することは、有意義ではないかと思います。そうした事例を踏まえながら、次期計画や今後の取組を検討していくことが重要だと考えます。実際に先進的な取組を進めている自治体も多く見られます。

例えば、私が見た公益協の「思いやりネットワーク事業」は非常に参考になる取組です。この事業は、Aさん、Bさん、Cさんといった支援を必要とする人々に対し、社会福祉法人のネットワークを活用して必要な支援をつないでいく取

組です。もちろん、そのまま同じことを実施してほしいという趣旨ではありませんが、他自治体の事例を参考にすることで、山口市でも実施可能な取組のヒントが得られるのではないかと思います。実際に、他自治体の取組の中には参考となることが多く見られるようになってきています。

こうした視点は次期計画の検討だけでなく、現行計画の推進にも生かせると思います。せっかく本計画の中で関連する取組が位置付けられていますので、ぜひ他自治体の事例についても参考にさせていただければと思います。私自身も事例集を読みながら、「このような取組を行っているのか」と学ぶことが多くありました。ぜひお願いしたいと思います。

【武本委員】

先ほどの話を伺いながら感じたことが一つあります。以前、日本大学のアンケートだったと記憶していますが、発達障がいや精神疾患のある方の76.5%が、障がい等を開示することで不利益を受けるのではないかと考え、障がいを開示せずに働く、クローズして就労を選択した経験があるという結果が示されていました。これは全国的な傾向ですが、現在の社会における障がいに対するイメージを反映しているのではないかと感じています。

当法人では、相談支援事業と障害者就業・生活支援事業を実施しており、ひきこもりの方々に関する相談も年々増えていると感じています。福祉サービスにつなげられる方もいますが、一方で障がいという言葉や制度に対する抵抗感が強い方も少なくありません。そのような場合、障がい福祉サービスの利用につなげることに支援者としても慎重にならざるを得ず、どのように支援を進めていくべきか悩む場面が多くあります。

現在、障害者雇用率制度があることから、企業には障がいのある方を雇用することが求められています。そのため、福祉の立場としても障がいのある方を雇用につなげようと考えがちですが、最近は一度立ち止まって考える必要があるのではないかと考えています。既に各企業には、何らかの困りごとを抱えながら働いている方がいることを前提として、その方々の生活上や就労上の課題に対し、福祉分野で培われてきた個別支援の手法を活用しながら、問題解決につなげることができないかと考えています。

また、資料の中で民間企業や商工会等との連携について触れられていましたが、企業側の困りごとに関わりながら支援を進めていくことで、より具体的なイメージや実践につながるのではないかと感じています。今後、障害者就業・生活支援センターの事業の中でも、そのような取組を進めていきたいと考えています。さらに、それぞれの機関が役割分担のもとで活動する中で、どうしても個別に動いてしまう部分もあると思います。そうした点についても、関係機関が連携しながら取り組むことで、より良い成果につながるのではないかと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

【草平会長】

御意見として伺ってよろしいでしょうか。

【松井委員代理】

ひきこもり支援に関連して意見を申し上げます。山口市では、ひきこもり支援事業をNPO法人ふらっとコミュニティに委託しています。同法人は、小郡にある「ひより」において居場所づくりを行うとともに、全国的にもひきこもり支援の分野で積極的な活動を展開している団体です。

具体的には、居場所支援に加え、アウトリーチによる訪問支援を実施しており、精神科訪問看護とも連携しながら本人への支援を行っています。また、ひき

こもり状態にある方の中には発達障がい等の特性を有し、対人コミュニケーションに困難を抱える方も多くいることから、家族や周囲の支援者に対して、本人への関わり方を学ぶための教育的プログラムを含めた支援も実施されています。今回、活動実績について報告いただきましたが、こうした法人の具体的な取組が資料からはやや見えにくい印象を受けました。そのため、資料の中で活動内容がより分かりやすく伝わるよう工夫されると、さらに良いのではないかと感じました。

また、障がい分野では地域ケア会議のような仕組みがないとの説明がありましたが、課題を共有するだけでなく、その解決に向けた取組を実践している関係者にも参画いただきながら検討を進めることで、山口市の取組の参考になるとともに、より効果的な連携が図れるのではないかと思います。以上、意見として申し上げます。

【事務局】

はい。今 NPO 法人ふらっとコミュニティが運営するひよりさんのお話がありましたので申し上げます。参加支援事業の令和 7 年度実績として、資料 3 ページに 2 件の事例が掲載されています。そのうちの 1 件は、先ほど松井様がお話しされたひよりさんにつないだケースであり、現在も連携して支援を進めている事例です。

ひよりさんは、ひきこもり支援を専門として活動されている団体で、資料には記載されていませんが、実際には当該団体と連携しながら支援を行っています。御意見をいただき、ありがとうございました。

【草平会長】

その他、御意見等はございませんでしょうか。

【大田委員】

資料 2 の 4 ページのひきこもり支援についてです。課題として、小中学校卒業後に高校へ進学したものの、中退や不登校に至るケースが挙げられています。その対策として小中学校世代への支援が示されていますが、私も調べてみたところ、県立高校であれば教育委員会の支援がありますが、私立高校になると相談窓口が異なります。

私自身、娘が 2 人とも私立高校に通っていましたが、私立高校の場合は学校任せになりがちな印象があります。その後、どこに相談すればよいかと考えても、教育委員会の所管ではないため、相談先が分かりにくい状況があります。

小中学校卒業後の課題を問題視するのであれば、高校生までを対象とした支援も必要ではないでしょうか。高校中退や不登校などの問題について、家庭だけで対応することが難しい場合もあります。そこで、小中学校時代に何らかの課題を抱えていた子どもに対して、高校進学後に「ふくまる相談」が支援を行った事例があるのか、また、そのような相談窓口が十分に周知されているのかを確認したいと思います。

私の子ども自身に問題があったわけではありませんが、子どもの友人の中には複雑な家庭環境を抱えるケースもあり、私立高校では停学などの話を耳にすることもあります。そのような状況に対し、親身になって相談に応じてくれる行政の窓口があればよいと感じています。

【事務局】

大田委員、ありがとうございます。小中学校までは比較的手厚い支援があり

ますが、高校進学後は、県立高校では一定の支援体制がある一方、私立高校では支援が十分ではないという課題があるとの御意見だったと受け止めています。

実際に、昨年度のさぼらんてを交えた円卓会議でも同様の意見がありました。私立高校の場合、中学校卒業後に支援が途切れてしまうという課題について話が出ました。ふくまる相談室のような相談先があることを私立高校の生徒や保護者に周知することは非常に重要であると考えています。しかしながら、現時点では十分な周知ができていない状況です。

今後は、御指摘いただいた点を踏まえ、相談窓口の周知や支援体制の充実に取り組んでいきたいと考えています。ありがとうございました。

【洪委員】

山口県立大学の洪と申します。よろしくお願いいたします。

重層的支援体制整備事業の「4(2)居住支援」について、意見と質問を申し上げます。まず、居住支援に関しては、昨年度、ふくまる相談室に寄せられた住まいに関する相談が268件あったとの報告をいただきました。この数字から、居住支援に対するニーズが徐々に見えてきていると感じており、相談員の皆様の現場での御尽力の成果ではないかと思えます。

山口市内の相談内容の詳細は承知しておりませんが、他自治体の状況を見ると、頼れる親族がいないことや保証人の不在に加え、就労が困難であること、疾病や障がいにより家賃の支払い能力が低下したこと、人間関係の希薄化など、さまざまな要因が重なり、住まいの確保が困難になるケースが多く見受けられます。

また、ケースによっては、大家への負担や責任が大きくなり、善意のある大家が最後まで支援を続けている事例もあります。一方で、適切な生活支援体制を整えることで居住を継続できる場合もあります。しかし、地域の中で孤立し、居住先を失った結果、どこにも受け入れ先が見つからないケースも見られました。そのため、次期計画の策定に向けて、これまで寄せられた相談事例を分析し、課題を整理したうえで今後の取組につなげていくことは非常に重要であると考えます。

次に、今後の支援体制についてお伺いします。先ほど山下様から御報告があったように、今後は住まいの確保だけでなく、地域で住み続けるための一連の支援体制を構築していくことが重要だと考えます。

現在、山口県では居住支援協議会や居住支援法人が中心となり、既存制度に基づく支援に取り組んでいると認識しておりますが、これらの既存部局や関係組織との連携状況、また横断的なつながりについて、どのような状況になっているのかお教えいただければと思います。

【事務局】

居住支援法人や居住支援協議会についてのお話がありました。令和8年5月には、県内で初めて長門市において居住支援協議会が設立されました。先日、長門市の担当者から、「協議会は立ち上がったものの、今後どのように運営していくかについては、事例を積み重ねながら検討していく段階である」と伺いました。居住支援協議会については、住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、その後も地域で安心して住み続けられるよう、国から設置を推奨されています。

一方で、山口市では、重層的支援体制整備事業という既存の枠組みがあります。不動産事業者などからも意見を伺いながら、その枠組みの中で関係機関や関係者をつなぎ、個々のケースに応じた支援を行う体制を構築したいと考え

(3)次期計画の策定に向けたスケジュール	ています。そのため、現時点では居住支援協議会を新たに組織することは考えておらず、重層的支援体制整備事業の中でどのように居住支援を進めていくかについて、今後の取組の中で検討していきたいと考えています。 【草平会長】 ありがとうございます。その他御意見等はございますか。貴重な御意見ありがとうございます。それでは続きまして議題3でございます。次期計画の策定に向けたスケジュールについて事務局からお願いします。 【事務局】 続きまして、資料3「次期計画の策定に向けたスケジュール」について御説明します。 まず、計画策定までの本協議会の開催スケジュールについてです。本日が令和8年度第1回の協議会ですが、次回、令和9年2月開催の協議会では、アンケートの案について検討し、その後、2月から3月にかけてアンケート調査を実施する予定です。その後、令和9年度には、アンケート調査結果の分析を踏まえて、令和9年5月から令和10年1月までの間に協議会を4回開催し、次期計画の策定を進めてまいりたいと考えています。皆様、御協力のほど、よろしくお願いいたします。 なお、今後の協議会で計画に関して協議する主な検討事項についても、資料に記載しておりますので、あわせて御確認ください。説明は以上です。 【草平会長】 それでは、この説明について、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。今後はこのスケジュールに沿って、再来年3月までの計画策定を進めてまいります。予定していた議題は以上となりますが、委員の皆様から御意見等はございませんでしょうか。 それでは、本日の議事は全て終了いたします。皆様には、議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。以上で議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。 【事務局】 草平会長、どうもありがとうございました。それでは最後に事務連絡をいたします。 次回の協議会の日程は、令和9年2月18日(木曜日)10時00分～12時00分、場所は、本日と同じ山口市役所本庁舎会議室 503 でございます。日程が近づいてまいりましたら、案内文書をお送りしますので、皆様、御出席のほどよろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回山口市地域福祉推進協議会を終了いたします。大変お忙しい中、誠にありがとうございました。 それでは、気をつけてお帰りください。
会議資料	《当日配布資料》 ・席次表 ・山口市地域福祉推進協議会委員名簿 ・事務局名簿 ・山口市地域福祉推進協議会設置要綱 《事前配布資料》 ・次第

	・資料1 山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画の取組状況 ・資料2 山口市重層的支援体制整備事業実施計画の取組状況 ・資料3 次期計画の策定に向けたスケジュール
問い合わせ先	健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当 (TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087 (E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp